

健康くまもと 21 推進会議運営要綱

制定 平成 25 年 6 月 24 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例第 3 条の規定に基づき、健康くまもと 21 推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康くまもと 21 基本計画に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) 地域保健、職域保健の連携推進に関すること。
- (5) 市民の健康づくりに必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、25 名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉関係者
- (3) 健康くまもと 21 を推進する団体の構成員
- (4) 健康まちづくりを推進する各区の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 推進会議は、地域保健法第 4 条に基づく基本指針等による地域職域連携推進協議会を兼ねる。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を総理するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）第 7 条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(部会)

第 7 条 会長は、特定の事項、専門的な事項等について調査審議するため、必要に応じて推進会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会には部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第 8 条 推進会議の庶務は、健康福祉子ども局健康づくり推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。